

## 次世代育成支援対策推進法による 社会医療法人 水と会 活動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業及び育児短時間勤務の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・計画期間中に2人以上取得すること

<対策>

- 令和 2年 4月～ 院内共有システム等により取得実績を公表し、男性も育児休業及び育児短時間勤務の取得ができることを周知する。

目標 2 : 院内保育所の利用率を上げる。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 院内広報誌や院内共有システムを活用し、『特定子ども・子育て支援施設』（無償化対象施設）である事を周知、また夜間・休日保育の実施日を増やしさらに利用率を高める。

目標 3 : 所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 病院独自の働き方改革の取り組みである『時間を守ろうデイ・時間を守ろうウィーク』を継続し、所定外労働時間の削減を図り、定時で終業できる習慣、環境を構築する。
- 令和 2年 4月～ 全体朝礼等で病院長が職員に対し説明し、周知する。

目標 4 : 年次有給休暇の取得の促進を図る。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を各部署所属長に定期的に提示し、年間を通して全職員の取得率が向上するよう促す。